No. 4

令和8年11月26日

福島市消費生活基本計画（策定）
～自ら考え、選び、行動できる消費者とともに、安全・安心で持続可能な暮らしを目指して～

市民・文化スポーツ部　　生活課

目指す姿	安全で安心できる消費生活の確保と、自ら考え、適切に判断・行動できる自立した消費者の育成を図るとともに、環境に配慮した持続可能な循環型消費生活の形成を目指します。
計画の期間	令和９年度　～　令和１２年度（４年間）
ポイント	【計画の基本的方針】 社会構造の変化やデジタル技術の急激な進展など、消費者を取り巻く環境の変化に対応するため、３つの重点課題に基づき、各種施策を総合的に推進します。 【計画の重点課題】 １消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施 ライフステージに応じた体系的な消費者教育を推進するとともに、「気づく力・断る力・相談する力」といった「消費者力」を高めるため、小・中学校等への出前講座や各種イベントでの啓発活動を実施します。また、消費者トラブルや製品事故に関する情報を適時に発信します。 ２消費者被害の防止 なりすまし詐欺や SNS 等を通じた悪質商法被害など巧妙化・多様化する消費者トラブルについて、被害の未然防止を図るとともに、消費生活相談体制の充実・強化に取り組みます。 ３配慮を要する消費者等の見守りの推進 高齢者や障害のある方だけでなく、若年者や外国人など、誰もが消費者トラブルに巻き込まれる可能性があることを踏まえ、一人ひとりの状況や特性に応じたきめ細かな対応と、地域や関係機関と連携した見守りを推進します。
意見提出期間	令和8年11月26日　～　令和8年12月25日
備　考	

担当：生活課　消費生活センター
課長　綿谷　　係長　安齋
電話　024-525-3774（直通）